

裁判官及び裁判官の秘書官の年次休暇等に関する規程

昭和60年12月18日最高裁判所規程第5号

改正 平成6年7月20日最高裁判所規程第4号

裁判官及び裁判官の秘書官の休暇に関する規程を次のように定める。

裁判官及び裁判官の秘書官の年次休暇等に関する規程

(平六最裁程四・改称)

裁判所職員 of 休暇に関する規程 (昭和二十五年最高裁判所規程第十号) の全部を改正する。

裁判官及び裁判官の秘書官 (以下「裁判官等」という。) の年次休暇、病気休暇及び特別休暇については、裁判官等以外の裁判所職員の例による。

附則

この規程は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附則 (平成六年七月二〇日最高裁判所規程第四号)

この規程は、裁判官の介護休暇に関する法律 (平成六年法律第四十五号) の施行の日から施行する。